

中央・佐野各地区公民館警備業務委託仕様書

1. 件名 中央・佐野各地区公民館警備業務委託

2. 対象施設

別表に定める施設（8か所）を警備対象施設とする。

3. 警備契約期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで（60か月）

地方自治法第234条の3（長期継続契約とする）

4. 警備の目的

発注者の所有する施設、設備等に対する盗難、火災及びその他の被害を防止すると共に、万一事故発生の場合には、被害を最小限に食い止め、以って発注者の業務の円滑な運営に寄与するものとする。

5. 警備料金の支払条件、料金改定

(1) 警備料金は、毎月その月の分を翌月末日までに、支払うものとする。

(2) 本契約における契約料金が人件費高騰、諸機械、需用費等の値上がり、その他の経済変動などにより適当でないとなった時、または委託業務の内容に増減が生じた場合には、必要に応じて両者協議によりその委託料を改定することができるものとする。

6. 機器の設備

警報機器及びこれに付帯する一切の設備について、受託者が設置し、受託者の所有に属する。

7. 警報機器の取替

別表の施設に設備した警報機器及び配線について本契約業務遂行に支障が生じ、それが自然消耗による場合に限り、受託者の負担により補修を行うものとする。但し、増改築等の発注者の都合により警報機器及び配線に変更が生じたときは、発注者はその取替に必要な工事料実費を負担し、受託者がその取替工事を行うものとする。

8. 警備方法及び時間

NTT東日本株式会社の一般電話回線を利用し、自動警報装置（侵入、入退館、火災）使用による機械警備方式とする。

また、1週2回の不定時夜間の機動巡回警備との併用を行うこと。なお、発注者の依頼により巡回警備強化の必要性を認めたときは、この限りではない。

警備時間は、原則として、

平日 17:15～翌日08:30まで
休日 08:30～翌日08:30まで とする。

9. 警備実施時間等

- (1) 警備担当時間内で、警備対象物件が無人状態にある時とする。
- (2) 警備装置作動開始（セット）の信号を受けた時に始まり、警備装置作動解除（リセット）の信号を受けた時に終了する。
- (3) 火災は、24時間監視体制とする。

10. 警備任務

- (1) 火災、盗難、その他警報の監視及び不良行為の拡大防止。
- (2) 事故確認後における関係先への通報連絡。

11. 異常事態発生時の措置

- (1) 警報受信装置により、警報対象物に異常事態が発生したことを確認したときは基地局から警備員を速やかに急行させ、異常事態を確認すると共に事態の拡大防止にあたる。
- (2) 警備対象物件に到着した警備員は、異常事態を確認後管制センターへその状態を連絡し、必要に応じて警察、消防等へ通報連絡を行なうと共に、これらの所轄機関と協力の上処置が執られる。
- (3) 発注者の届け出のある緊急連絡先へ通報する。
- (4) 発報内容が電話等で異常のない事が確認された場合は、業務終了とする。

12. 警備装置の操作

警報装置の作動（開始）及び停止（解除）の操作は、発注者の職員が次により行なう。

(1) 警備開始時と終了時の取り扱い

①警備開始時

ア. 発注者における取り扱い

最終退出者は防災、防犯その他事故防止上必要な処置をなし、確認ランプで各警報機器の作動状況の完否を確認、警備機器を操作（警戒状態に）し、速やかに退出する。

イ. 受託者における取り扱い

受託者の管制センターでは、発注者の最終退出者の操作による警戒信号を確認し、警備を開始する。

②警備終了時

ア. 発注者における取り扱い

発注者の最初の出勤者は、直ちに設置してある警備機器を解除状態にする。

イ. 受託者における取り扱い

受託者の管理センターでは、発注者の第一出勤者の操作による解除信号

を確認し警備を終了する。

(2) 警備実施時間中における入室についての取り扱い

発注者の職員は、氏名及び理由などを事前に受託者に連絡（事前に連絡が不可能な場合には、入室後直ちに警備中断の申し入れ）をし、警備機器を操作した後、入室中の警備は、発注者の責任において処理する。

1 3. 報告

受託者は、月間の警備状況報告書を、翌月、発注者に提出する。

1 4. 緊急連絡先

(1) 両者は、あらかじめ緊急連絡先の名簿を提出する。

(2) 緊急連絡先に変更が生じた場合は、遅滞なく通知する。

1 5. 警報装置の保守点検

受託者は、設備された警報装置が適切に作動するよう、必要に応じ保守点検を定期的に行なうものとする。

1 6. 鍵などの預託

警備実施に必要な鍵等は、両者相互に預託し、それぞれが厳重な取り扱いと保管をなすものとする。

1 7. その他

この仕様書に定めのない特別の事項が生じた時は、その都度、両者が協議して定める。

別表

警備対象施設

施設名	所在地	建物構造	建築年次	延床面積	電話番号
佐野市中央 公民館	佐野市金井上町 2519 番地	鉄筋コンクリ ート造3階	平成7年3 月	1892.21 m ²	24-5771
植野地区 公民館	佐野市寺中町 2297 番地1	鉄筋コンクリ ート造2階	昭和59年 3月	1346.82 m ²	23-5421
界地区 公民館	佐野市馬門町 1510 番地1	鉄筋コンクリ ート造2階	昭和63年 3月	1020.97 m ²	22-0400
犬伏地区 公民館	佐野市犬伏下町 1798 番地	鉄筋コンクリ ート造2階	昭和63年 5月	1572.90 m ²	23-8137
城北地区 公民館	佐野市堀米町 1173 番地	鉄筋コンクリ ート造2階	昭和62年 3月	1492.24 m ²	24-5772
旗川地区 公民館	佐野市並木町 957 番地1	鉄筋コンクリ ート造2階	昭和63年 3月	952.42 m ²	22-0074
吾妻地区 公民館	佐野市村上町 9 番地	鉄筋コンクリ ート造平屋	昭和60年 3月	767.19 m ²	23-6903
赤見地区 公民館	佐野市赤見町 3082 番地	鉄筋コンクリ ート造2階	昭和58年 3月	1311.85 m ²	25-3014